

教 学 部 長
大 学 院 医 学 研 究 科 長
大 学 院 保 健 学 研 究 科 長
大 学 院 理 工 学 研 究 科 長 殿
農 生 命 科 学 部 長
被 ば く 医 療 総 合 研 究 所 長
アイ ソ ト 一 プ 総 合 実 験 室 長

弘前大学動物実験委員会
委員長 上野伸哉

弘前大学動物実験に関する教育訓練の実施について（通知）

標記のことについて、弘前大学動物実験に関する規程において、“学長は、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に対し、委員会の実施する教育訓練を受けさせなければならない”と規定されています。

つきましては、下記のとおり教育訓練を開催しますので、貴部局内の周知方よろしくお願いします。

なお、教育訓練の有効期限の短縮を求められた経緯より従来有効期限5年から2年に一度受講が必要となりました。実験計画書を提出の前に、教育訓練を受講する必要がありますので、今後実験を予定されている方は、必ず受講されるようお願いいたします。

（※今回受講の方は、次回の教育訓練受講は平成32年度になります。）

また、準備の都合上、受講を希望される方は、平成30年4月16日（月）までに下記担当まで直接お申し込み願います。

記

1 日時 平成30年4月25日（水） 18：00～（120分程度）

2 会場 医学部基礎校舎1階 基礎大講堂

3 対象者

- ・動物実験計画書に記載予定の動物実験責任者及び動物実験実施者
- ・飼養保管施設設置承認申請書に記載予定の飼養者

※学部学生が卒業論文のための研究として動物実験に関わる場合は、研究者と同等の扱いとなりますので、教育訓練の受講及び、計画書への記載が必要になります。

※ケージ交換のみの場合でも、動物実験の一環となりますので、教育訓練の受講及び計画書への記載が必要になります。

※本学に赴任予定で、動物実験を実施する予定の方についても、受講されますようお願いします。

4 講習内容等

- ・関係法令等及び本学の定める規程、動物実験等の方法に関する基本的事項、実験動物の飼養保管に関する基本的事項、安全管理に関する事項、その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- ・カルタヘナ法および遺伝子組換え生物等の不適切な取扱事案等に関する事項
- ・動物を使用したバイオハザードに関する事項
- ・動物実験施設の継続講習に関する事項

5 その他

- ・大幅な遅刻、途中退席等は出席となりませんのでご注意下さい。
- ・学部学生が学生実習として動物実験を実施する場合はDVD講習の受講が必要です。

※講師については、後日連絡いたします。